

11 授乳場所

▶ 整備基準抜粋

用途面積が2,000平方メートル以上の施設においては、円滑に授乳及びおむつ替えができる場所を設けること。

▶ 目標となる基準抜粋

同上

▶ 解説

建築物の授乳場所の項参照

12 カウンター及び記載台

▶ 整備基準抜粋

不特定かつ多数の者が利用するカウンター又は記載台を設ける場合においては、そのうち1以上のカウンター又は記載台は、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合においては、この限りでない。

▶ 目標となる基準抜粋

同上

▶ 解説

建築物のカウンター及び記載台の項参照

13 公衆電話台

▶ 整備基準抜粋

公衆電話台を設ける場合においては、第1の15の項に定める構造とすること。

▶ 目標となる基準抜粋

同上

▶ 解説

建築物の公衆電話台の項参照